

令和2年12月25日

令和2年度第6回大崎市農業委員会定例総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和2年12月25日（金）

午後1時30分開会～午後3時19分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

報 告 4 大崎市賃借料情報提供について

4. 審議議案

議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第59号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第61号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定
について

議案第62号 非農地証明願について

議案第63号 買受適格証明願（農地法第3条関係）について

5. 協議事項

1) 企画

報告（1） 令和2年度一日女性農業委員会の開催報告について

報告（2） 農業委員会だより第26号の発刊について

6. 出席委員（24名）

1番 小 関 芳 樹 委員 2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員 4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員 6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員 8番 鈴 木 淳 也 委員

10番 横 山 藏 人 委員 11番 中 鉢 守 委員

13番	高橋	英理子	委員	14番	佐々木	俊通	委員
15番	下山	信行	委員	16番	只埜	和臣	委員
17番	菅原	まり子	委員	18番	高橋	順子	委員
19番	中條	泰洋	委員	20番	菅原	清一	委員
21番	小野寺	正晃	委員	22番	鈴木	至	委員
23番	佐々木	渉	委員	24番	齋藤	浩義	委員
25番	熊谷	安正	委員	26番	佐々木	政直	委員

7. 欠席委員（2名）

9番	菅原	ひろみ	委員	12番	渋谷	裕子	委員
----	----	-----	----	-----	----	----	----

8. 遅刻委員（なし）

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長	伊藤	文夫	事務局次長	新堀	秀一
事務局長補佐	小玉	康裕	事務局長補佐	真田	賢一
主幹兼係長	佐藤	昌紀	主幹兼係長	今野	エリ子
再任主査	鈴木	仁吉	事務所長	千葉	浩昭
主幹兼係長	佐藤	孝	事務所長	門間	道浩

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

それでは、ただいまから令和2年度第6回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ありがとうございました。

次に、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、私が議長を務めさせていただきたいと思います。

本日の欠席通告者は、9番菅原ひろみ委員、12番渋谷裕子委員であります。12番委員、9番委員からは欠席の届出がございます。

定足数13名、本日の出席委員は24名であります。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。11番中鉢守委員、13番高橋英理子委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

なお、本日の会議録書記に小玉事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。それでは、審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、審議事項の報告に入る前に、議案書別紙農地転用位置図に訂正がございますので、ご説明いたします。

農地転用位置図1ページ、4条11番とありますが、こちら12番に。2ページ、

4条12番とありますが、こちらを11番に。続いて、15ページ、事業計画変更20番とありますが、こちら18番に。16ページ、事業計画変更21番とありますが、20番に。同じく16ページ、事業計画変更22番とありますが、こちら21番に。それぞれ修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、報告に入ります。

[報告1～4の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま報告1から4事項に対し、確認したいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第56号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号170番から201番までの32か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

32か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号173番と174番、交換となっておりますが、少し面積に差があり過ぎるのではないかと。譲渡税や取得税などかかるのかどうか。その辺をお聞きします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号173番、174番でございますが、交換面積が大きく合わないということですが、こちらにつきましては、足りない部分は山林含みでの交換で、こちらを合わせた部分での交換となりますので、同等程度の交換ということで認識しております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

10番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号199番について，私の地元ですが，少しそちらの辺りは，法面になっているのですが，実際，法面には何を作られるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こ番号199番でございますが，こちら法面等の斜面地で畑や田んぼに不向きなため，譲渡人が手放したいということで，こちら第三者に贈与するものです。譲受人は，経営規模拡大を理由に，この農地は水はけもよいということから，イチジクを栽培したいということでの今回の申請になります。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第56号，番号170番から201番までの32か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第56号，番号170番から201番までの32か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第57号農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について，番号11番から13番までの3か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日、12月24日木曜日、午前9時から現地調査員9番、11番、14番、15番、16番、20番委員と事務局2名で現地調査を行っていただきました。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号11番から13番について、20番委員、よろしくお願いたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。

番号11番について報告いたします。駐車場11台分を目的とした転用です。周辺の状況は、宅地に囲まれている場所で、一部農地が残る場所でありました。管理状況は、雪がある状況ではありますが、一部雪を除いてみたところ、除草管理されていると思われる場所でありました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている土地で第3種農地と見てきました。周辺農地への影響についてですが、雨水の排水は、自然浸透のほか、北側と西側に既存の排水路を利用するということです。南側に農地がありますが、本人の農地と、果樹程度の農地ということで、影響はないものと見てまいりました。

続いて、番号12番を報告します。貸家2棟、駐車場6台分を目的とした転用です。申請地は道路と宅地に囲まれている状況でした。申請地の管理状況は、積雪の間に稲刈り跡と思われる稲が見える状況でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている土地であるため、第3種農地と見てきました。周辺への影響についてですが、境界はブロックとフェンスを立てて、雨水の排水は道路脇の側溝に流し、生活排水は下水道を利用することで周辺には農地もなく、影響はないと見てまいりました。

続いて、番号13番について報告します。採草地、調整池、排水路、搬出入路を目的とした転用です。周辺の状況は道路沿いに山林がある状況でした。申請地の管理状況ですが、一部に敷き鉄板がありました。大崎市発注の護岸工事のために使用しているとのことでもあります。農地区分としては、農振農用地で、原則は転用不許可だが、農業用に使用するため、例外的に許可できると見てきました。周

辺への影響についてですが、雨水の排水は自然浸透のほか、調整池を利用しながら行うため、影響はないと見てまいりました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。番号11番について伺いたいと思います。転用の事由は駐車場となつていますが、申請人はこの近くにお住まいではないので、誰が使う駐車場ですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号11番でございますが、位置図には、隣にギャラリー&カフェとあります。こちら、隣接地でギャラリーと喫茶店を運営されている方が、現在、駐車場が四、五台分しかないということで、増設するものです。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

8番委員よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第57号、番号11番から13番までの3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第57号、番号11番から13番までの3か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番

号152番から167番までの16か件のうち、番号163番、164番、165番、166番は議案第59号の番号18番、19番、20番、21番とそれぞれ関連であることから、番号163番から番号166番までの4か件については、議案第59号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号152番から167番までの16か件のうち、番号163番から166番までの4か件を除く12か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号152番を15番委員、よろしくお願ひいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号152番について報告いたします。プレハブ4棟、駐車場14台分、重機等置場、通路を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、住宅地と農地に囲まれた一画であり、東側にU字溝排水路を挟んで舗装道路、南側に墓地の駐車場、西側に畑、北側にこちらもU字溝排水路を挟んで舗装道路となります。申請地の管理状況でございますが、畑として使用しておりまして、一部にネギが作付してある状況でございました。農地区分につきましては、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で見てきました。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水については東側U字溝排水路を利用することで、特にないものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号153番を11番委員、よろしくお願ひいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号153番を報告します。宅地造成10区画を目的とした転用です。立地条件は、四方を宅地に囲まれています。その中の一面に圃場が残っております。周囲は北側と南側に道路があり、並んで水路が走っております。申請地の管理状況としては、現場は雪が残って、15センチくらい雪が残っていましたが、わだちの跡が見えたので、見た感じではコンバインが走ったような跡で、雑草等は見られませんでした。農地区分としては、都市計画区域内の用途指定された区域で、第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響としては、農地はございませんので影響ございません。雨水の排水に関しては、北面、南面の水路に流すそうです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号154番を20番委員，よろしくお願ひいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号154番を報告します。駐車場32台分を目的とした転用です。周辺の状況は道路と宅地に囲まれていました。管理状況として、雑草繁茂の状況でありました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定されている区域であるため、第3種農地で見てきました。周辺への影響についてですが、周辺にRCの土留め処理を行い、雨水の排水については自然浸透のほか、北側、西側水路を利用しながら排水し問題ありません。今回の申請で周辺には農地はありません。

19番（中條泰洋委員）

番号155番について、14番委員，よろしくお願ひいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号155番について報告します。居宅1棟，駐車場3台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた農地でした。周囲は、北側に道路、ほか三方を宅地に囲まれていました。申請地の管理状況ですが、除草管理されてきました。農地区分は、宅地、事業用地などが連坦する区域に属する農地であるため、第3種農地と見てきました。周辺農地への影響につきましては、周辺に農地がないため、影響はないと見てまいりました。雨水の排水については、北側の水路へ、生活排水については浄化槽を設置するということです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号156番から159番までを15番委員，よろしくお願ひいたします。

15番（山下信行委員）

15番です。番号156番から159番まで、続けて調査報告させていただきます。

初めに、番号156番について報告いたします。倉庫2棟、製品等資材置場を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、住宅地に囲まれた一画で、東側に倉庫、南側に畑、西側に舗装道路とU字溝排水路、北側に農業用倉庫がございます。申請地の管理状況でございますが、畑として使用されており、雑草等もなく、きれいな状況でございます。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地の生産性の低い第2種農地として見てきました。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水を西側のU字溝排水路を利用することで、特にないものと見てまいりました。

続きまして、番号157番について報告いたします。駐車場20台分を目的とした転用です。周辺地の状況は、宅地と農地に囲まれた一画で、東側に舗装道路、南側にU字溝排水路と舗装道路、西側に宅地、北側が小さな川が流れております。こちらの申請地もきれいに除草管理されている状況でした。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、事業用に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水を南側のU字溝排水路を利用することで、特にないものと見てまいりました。

続きまして、番号158番について報告いたします。自宅進入路を目的とした転用です。周辺の状況は、住宅地に囲まれた一画で、東側に私道、南側に舗装道路とU字溝排水路、西側に畑、北側に宅地がございます。申請地の管理状況は、除草管理がなされており、大変きれいな状況でした。農地区分は、宅地、事業用地などが連坦する区域に属する農地である第3種農地となります。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水を自然排水で処理することで、特に問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号159番について報告いたします。太陽光発電パネル312枚を目的とした転用です。周辺の状況は、宅地が点在し、山林と畑に囲まれた一画で、東側に畑と山林、南側に畑、西側に畑、北側に舗装道路を挟んで畑となります。申請地の管理状況は、除草管理がなされており、大変きれいな状況でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地の生産性の低い第2種農地となりま

す。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水を自然排水で処理し、特にな
いものと見てまいりました。私からは以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号160番から162番を16番委員，報告お願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。初めに番号160番について報告いたします。太陽光発電パネル312枚
を目的とした転用です。周辺の状況は、丘陵地帯の農地の一部でございました。
申請地の管理状況は、雑草が繁茂している状況でした。農地区分は、10ヘクター
に満たない小集団農地の生産性の低い農地で、第2種農地と見てきました。周辺
農地の影響につきましては、自然浸透も含め、南側の排水路に排水するようでご
ざいますので、影響ないものとして見てまいりました。

続きまして、番号161番について報告いたします。宅地分譲8区画を目的とした
転用です。周辺の状況は、住宅地内の一画で、南側、北側に排水路がありました。
申請地の管理状況は稲刈りの跡が見られました。農地区分は都市計画区域内で用
途指定された区域であることから、第3種農地として見てまいりました。雨水の
排水につきましては、南側排水路に流入させるということで、周辺農地への影響
はないと見てまいりました。

続きまして、番号162番について報告いたします。宅地分譲4区画を目的とした
転用です。四方を住宅に囲まれた住宅地の一画でした。申請地の管理状況は、耕
起による除草管理がされておりました。農地区分は都市計画区域内で用途指定さ
れた区域であることから、第3種農地として見てまいりました。周辺農地への影
響につきましては、南側にL型擁壁，西側に擁壁を設置し，また，雨水の排水に
つきましては，道路側の排水路に排水するというので，影響はないものとして
見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号167番を11番委員，報告お願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号167番について報告いたします。太陽光発電パネル144枚設置の
転用目的です。申請地周辺の状況は、東側，南側，北側が農地，西側に工場があ
ります。申請地の管理状況ですが，当日，積雪により状態がよく見えませんでしたし

たが、私の地元なので普段から見ておりますが、五、六年前から作付されておらず、雑草が繁茂しているような状況です。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。周辺農地の影響ですが、小さい事業面積の太陽光発電パネルなので、雨水の排水は地下浸透で対応で、影響はないと思われまます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

12か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号158番について伺います。事由の中で、自宅進入路とありますが、譲受人の住所が新町ということで、こちらの土地を購入して、新築でもするのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号158番でございます。こちらの申請人について、新町とございますが、位置図のほうの北側、上側にありますが、26-2ということで、居住されている方の名前が入っていますが、こちらの家で使うということでの申請でございます。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいですか。事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

使用について、こちら居住地と、こちら使用することところが違うということでございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。さらに詳しく説明したほうがいいのではないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後 2 時18分から午後 2 時21分まで休憩〕

〔休憩中に事務局より、申請人が居宅に進入する際に使用していた進入路は、近隣の方の私有地であったことから、この進入路を使用しないで欲しいことの申し出がされたため、新たに、居宅に通じる進入路を設ける必要があった。また、申請人が、実際に居住している居宅は、申請地に隣接しているが、申請人の現住所は三本木新町であるため現住所による申請であることの説明があった。〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

10番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号157番について、位置図を見ますと、建物の跡があったようですが、報告を見ましても建物がないというのはどういうことでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号157番でございます。位置図には何か建物があったような形状が見られますが、こちらに農業用施設がございました。去年の台風の洪水の時にこれが流れてしまい、現在は何も残っていないというような状況でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（佐々木政直会長）

4番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。議案第58号、番号157番の譲受人の方は個人の方なのですが、申請事由が駐車場20台分と多いようなので、何に使う用途なのか教えていただきたい。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号157番でございます。駐車場20台分ということですが、譲受人の方が、こ

ちら申請地より7キロから8キロぐらい離れた所で運送業をしております。また、こちらでは中古車も販売しているということで、中古車販売の車や運送業で使う車の駐車場ということでの申請でございます。

議長（佐々木政直会長）

22番委員，よろしいですか。（「はい，ありがとうございます」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号156番について確認です。倉庫2棟と製品等の資材置場200平方メートル，倉庫が100平方メートルとなっていますが，位置図を見るとかなり小さいので，もう既に隣にある工場で何か使っている敷地内での農地ということなのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号156番でございますが，申請地の北側の88-1の土地と，あと申請地にかかっていない部分の建物がございしますが，こちらの宅地も含み，今回，申請地を売買するもので，現在この申請地にかかっているところが倉庫としてございます。これら以外は，上の2棟はもう既に壊されておりまして，何も無い状況です。こちら農業用施設として使われていたものをそのまま使うということで，この申請地にかかっておりますので，今回の転用申請ということでございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第58号，番号152番から167番までの16か件のうち，番号163番から166番までの4か件を除く12か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第58号、番号152番から167番までの16か件のうち、番号163番から166番までの4か件を除く12か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第59号農地転用事業計画変更承認申請について、番号18番から21番までの4か件と、議案第58号、番号163番から166番までの4か件を合わせた8か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく願いいたします。
19番委員。

19番（中條泰洋委員）

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。
番号18番、関連議案第58号番号163番を14番委員、報告お願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。議案第59号番号18番、議案第58号番号163番と関連でございます。番号163番について報告いたします。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした農地転用事業計画変更です。申請地周辺の状況は、立地は宅地と農地に隣接した農地でありました。申請地周囲は東側に道路を挟み農地、南側と西側が農地、北側はアパートがありました。申請地の管理状況ですが、除草管理されておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地に属した第1種農地で、原則は転用不許可ですが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水の排水を東側の側溝へ流し、生活排水については浄化槽の設置により、問題ないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号19番、関連議案第58号番号164番を16番委員、報告お願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。議案第59号19番，議案第58号番号164番と関連でございます。番号164番について報告いたします。申請地周辺の状況は，道路に囲まれている住宅地の一画でした。申請地の管理状況は，畑として利用されておりました。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てまいりました。隣地境界については，東側にブロック積みのフェンスを設置し，南側にもブロック積みのフェンスを設置のうえ，雨水の排水は西側の排水路に排水し，生活排水は下水道を利用することで，周辺には影響ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号20番と関連議案第58号165番，番号21番と関連議案第58号166番を11番委員，報告お願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号165番と166番は，譲受人と譲渡人が同一で，場所も近いため，一緒に報告いたします。

番号165番ですが，立地条件としては，北側に小さい川で，排水路にしては少し大きめの川があり，残り三方は農地に囲まれています。番号166番は四方を農地に囲まれた状況です。申請地の管理状況は，多少雪が積もっているにも関わらず，スキが飛び出ているようで，しばらく作られていなかったような感じの圃場でした。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域で，第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響としては，ともに太陽光発電パネル設置による雨水の排水の対策は地下浸透で対処するという事で影響はないと思われます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，8案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第59号、番号18番から21番までの4か件と議案第58号、番号163番から166番までの4か件を合わせた8か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第59号、番号18番から21番までの4か件と議案第58号、番号163番から166番までの4か件を合わせた8か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号423番から461番までの39か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号438番と439番は●番委員が関係する案件であります。この2か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号438番と439番2か件を先に審議することといたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室・着席願います。

〔●番 ●委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第60号番号438番と439番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第60号番号438番と439番の2か件を承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

〔●番 ●委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

続いて、番号438番と439番2か件を除く37か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、37か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第60号、番号423番から461番の39か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第61号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定について、番号88番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第61号、番号88番の1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第61号、番号88番の1か件について承認し、宮城県農地

中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第62号非農地証明願について、番号12番、1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号12番について、14番委員、報告をお願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号12番について報告いたします。申請地の状況は、自宅進入路及び庭として使用されておりました。20年以上経過していることの証明になるものとしては、税金の課税情報を基に平成3年3月に建築された居宅と同時期から一体的に使用されていたと考えられるため、20年以上経過しているものと思われまゝす。その他、補足として、周辺が水田に囲まれており、この申請地の部分がないと居宅に入れなゝいということを見てきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませぬか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第62号、番号12番の1か件を了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第62号、番号12番の1 1 件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第63号買受適格証明願（農地法第3 3 条関係）について、番号7 7 番1 1 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

1 1 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第63号、番号7 7 番の1 1 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第63号、番号7 7 番の1 1 件について、買受適格者として証明いたします。

ここで、審議事項を終了いたします。

これより、3 3 時まで暫時休憩いたします。

〔午後2 2 時49分から午後3 3 時00分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

次に、企画の報告（2）農業委員会のだより第26号の発刊について、事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

大変申し訳ございません。最初が企画の報告の（1）ということで、ただいま

事務局より令和2年度一日女性農業委員会の開催報告について説明いただきました。これについて何か確認しておきたいことはございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。いろいろと大変お世話さまでした。一日女性農業委員会，無事終わりましたが，少しお話し合いの時間というか，その時間がもう少し長くてもよかったのかなというこれからの向けての反省点を感じました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，企画の報告（1）令和2年度一日女性農業委員会の開催報告については終了いたします。

次に，企画の報告（2）農業委員会だより第26号の発刊について，事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが，何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，企画の報告（2）農業委員会だより第26号の発刊については終了いたします。

ここで，事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局、そして委員のほうから報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

議長（佐々木政直会長）

何もないようですので、これで令和2年度第6回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時19分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 中 鉢 守

委 員 高 橋 英理子